

## 道路交通法施行令の一部を改正する政令案要綱

### 1 放置違反金の納付命令に係る公示等に関する規定の整備

放置違反金の納付命令に係る公示等について、一定の事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を都道府県公安委員会等の掲示板に掲示し、又は当該事項を都道府県公安委員会の庁舎等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととする。(第十七条の五、第二十九条、第三十九条、第五十四条関係)

### 2 その他

その他所要の規定を整備する。

### 3 施行期日等

(1) この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和五年法律第六十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和八年五月二十一日)から施行する。(附則第一項関係)

(2) 所要の経過措置を設ける。(附則第二項関係)

政令第 号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の四第十項、第八十一条第三項（同法第八十一条の二第三項、第八十二条第三項及び第八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第四百条第五項及び第二百二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の五第一項中「当該」を「内閣府令で定める事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を当該」に、「内閣府令で定める様式の書面を掲示して」を「掲示し、又は当該事項を当該公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて」に改め、同条第三項中「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

第二十九条第一号中「前条各号に掲げる事項を、」を削り、「当該」を「前条各号に掲げる事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、これらの事項が記載さ

れた書面を当該」に、「掲示する」を「掲示し、又はこれらの事項を当該警察署に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二十九条の二第一号中「占有者等」を「占有者、所有者その他工作物等について権原を有する者」に改める。

第三十二条第一項中「前号」とあるのは「前号の公示に係る転落積載物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号」と、「都道府県の公報又は新聞紙」とあるのは「官報」と、同条第三号中「を削る」。

第三十九条第二項中「よる」の下に「公示は、」を加え、「の公示は、」を「（以下この項において「公示事項」という。）を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を」に、「掲示して」を「掲示し、又は公示事項を公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて」に改める。

第五十四条第一項中「告知書」を「内閣府令で定める事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を告知書」に、「行なわれる」を「行われる」に、「内閣府令で定める様式の書面を掲示して行なう」を「掲示し、又は当該事項を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて行う」に改め、同条第三項中「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

### (経過措置)

2 この政令による改正後の道路交通法施行令（以下「新令」という。）第十七条の五第一項及び第三項、第二十九条（新令第三十二条において準用する場合を含む。）、第三十九条第二項並びに第五十四条第一

項及び第三項の規定は、この政令の施行の日以後にする公示又は通告について適用し、同日前にした公示又は通告については、なお従前の例による。

## 理由

情報通信技術の進展を踏まえ、放置違反金の納付命令に係る公示等を電子化する必要があるからである。

道路交通法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号） ..... 1

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>（公示による納付命令）</p> <p>第十七条の五 法第五十一条の四第十項の規定による公示による納付命令は、<u>内閣府令で定める事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができ</u>る状態に置くとともに、<u>当該事項が記載された書面を当該納付命令をしようとする公安委員会の掲示板に掲示し、又は当該事項を当該公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとること</u>によって行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の納付命令は、同項の規定による措置を開始した日から起算して三日を経過した日に効力を生ずるものとする。</p> <p>（工作物等を保管した場合の公示の方法）</p> <p>第二十九条 法第八十一条第三項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 保管を始めた日から起算して十四日間、<u>前条各号に掲げる事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができ</u>る状態に置くとともに、<u>これらの事項が記載された書面を当該警察署の掲示板に掲示し、又はこれらの事項を当該警</u></p> | <p>（公示による納付命令）</p> <p>第十七条の五 法第五十一条の四第十項の規定による公示による納付命令は、<u>当該納付命令をしようとする公安委員会の掲示板に内閣府令で定める様式の書面を掲示して行うものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の納付命令は、同項の規定による<u>掲示を始めた日から起算して三日を経過した日に効力を生ずるものとする。</u></p> <p>（工作物等を保管した場合の公示の方法）</p> <p>第二十九条 法第八十一条第三項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 <u>前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該警察署の掲示板に掲示すること。</u></p> |

察署に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとること。

(削る)

二 (略)

(工作物等を返還するための措置)

第二十九条の二 法第八十一条第三項の政令で定める必要な措置は、次に掲げるものとする。

一 返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者その他工作物等について権原を有する者であることを証明させること。

二 (略)

(保管した工作物等に関する規定の準用)

第三十二条 第二十八条から前条までの規定は、法第八十一条の二第二項又は第八十三条第二項の規定により保管した転落積載物等について準用する。この場合において、第二十八条中「法第八十一条第三項」とあるのは「法第八十一条の二第三項又は第八十三条第三項」と、同条第二号

二 前号の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者、所有者その他工作物等について権原を有する者（次条第一号において「占有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を都道府県の公報又は新聞紙に掲載すること。

三 (略)

(工作物等を返還するための措置)

第二十九条の二 法第八十一条第三項の政令で定める必要な措置は、次に掲げるものとする。

一 返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその工作物等の返還を受けるべき占有者等であることを証明させること。

二 (略)

(保管した工作物等に関する規定の準用)

第三十二条 第二十八条から前条までの規定は、法第八十一条の二第二項又は第八十三条第二項の規定により保管した転落積載物等について準用する。この場合において、第二十八条中「法第八十一条第三項」とあるのは「法第八十一条の二第三項又は第八十三条第三項」と、同条第二号

中「設けられていた」とあるのは「在った」と、第二十九条中「法第八十一条第三項」とあるのは「法第八十一条の二第三項又は第八十三条第三項において準用する法第八十一条第三項」と、同条第二号中「保管工作物等一覽簿」とあるのは「保管転落積載物等一覽簿」と、第二十九条の二中「法第八十一条第三項」とあるのは「法第八十一条の二第三項又は第八十三条第三項において準用する法第八十一条第三項」と、第二十九条の三中「法第八十一条第四項」とあるのは「法第八十一条の二第三項又は第八十三条第三項において準用する法第八十一条第四項」と、「当該工作物の購入又は製作に要する費用、使用年数」とあるのは「取引の実例価格、当該転落積載物等の使用年数」と、第三十条中「法第八十一条第四項」とあるのは「法第八十一条の二第三項又は第八十三条第三項において準用する法第八十一条第四項」と読み替えるものとする。

2  
(略)

中「設けられていた」とあるのは「在った」と、第二十九条中「法第八十一条第三項」とあるのは「法第八十一条の二第三項又は第八十三条第三項において準用する法第八十一条第三項」と、同条第二号中「前号」とあるのは「前号の公示に係る転落積載物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号」と、「都道府県の公報又は新聞紙」とあるのは「官報」と、同条第三号中「保管工作物等一覽簿」とあるのは「保管転落積載物等一覽簿」と、第二十九条の二中「法第八十一条第三項」とあるのは「法第八十一条の二第三項又は第八十三条第三項において準用する法第八十一条第三項」と、第二十九条の三中「法第八十一条第四項」とあるのは「法第八十一条の二第三項又は第八十三条第三項において準用する法第八十一条第四項」と、「当該工作物等の購入又は製作に要する費用、使用年数」とあるのは「取引の実例価格、当該転落積載物等の使用年数」と、第三十条中「法第八十一条第四項」とあるのは「法第八十一条の二第三項又は第八十三条第三項において準用する法第八十一条第四項」と読み替えるものとする。

2 第二十八条から前条までの規定は、法第八十二条第二項又は第八十三条第二項の規定により保管した工作物等について準用する。この場合において、第二十八条から第二十九条の二までの規定中「法第八十一条第三項」とあるのは「法第八十二条第三項又は第八十三条第三項において準用する法第八十一条第三項」と、第二十九条の三及び第三十条中「法第八十一条第四項」とあるのは「法第八十二条第三項又は第八十三条第三項において準用する法

(意見の聴取の手續)

第三十九条 (略)

2 法第百四条第一項の規定による公示は、意見の聴取の期日及び場所(以下この項において「公示事項」という。)を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を公安委員会の掲示板に掲示し、又は公示事項を公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて行うものとする。

(公示通告)

第五十四条 法第百二十九条第二項の規定による通告は、内閣府令で定める事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を告知書に記載された当該通告が行われる場所に設けられた都道府県警察の掲示板に掲示し、又は当該事項を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて行うものとする。

2 (略)

3 第一項の通告は、同項の規定による措置を開始した日から起算して三日を経過した日に効力を生ずるものとする。

「第八十一条第四項」と読み替えるものとする。

(意見の聴取の手續)

第三十九条 (略)

2 法第百四条第一項の規定による意見の聴取の期日及び場所の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(公示通告)

第五十四条 法第百二十九条第二項の規定による通告は、告知書に記載された当該通告が行なわれる場所に設けられた都道府県警察の掲示板に内閣府令で定める様式の書面を掲示して行なうものとする。

2 (略)

3 第一項の通告は、同項の規定による掲示を始めた日から起算して三日を経過した日に効力を生ずるものとする。